

平成28年度知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業

主要各国における知的財産権侵害事案の 刑罰制度及びその運用に関する調査研究

▶ 背景

- ▶ 我が国企業の模倣品被害は中国のみならず、ASEANや中東等全世界に拡大。
- ▶ 新興国の知的財産権利行使に関する法制及び運用は多くの課題を抱えているとの指摘も多い。
- ▶ 刑罰の観点から知的財産権侵害者に対する抑止力の有効性を探る必要性は高い。

▶ 調査対象国

- ▶ アラブ首長国連邦(AE)、中国(CN)、エジプト(EG)、フランス(FR)、インド(IN)、インドネシア(ID)、イラン(IR)、日本(JP)、フィリピン(PH)、ロシア(RU)、サウジアラビア(SA)、タイ(TH)、アメリカ合衆国(US)、ベトナム(VN)の14カ国

▶ 調査内容および手法

- ▶ 14カ国における知的財産権侵害の刑罰規定・運用
- ▶ 統計および事例収集
- ▶ 各国専門家（現地弁護士・弁理士）に質問状を送付し、回答を収集した。

知的財産権侵害の刑罰規定・運用の調査項目

▶ 下記の調査項目を設定し、各国調査を行った

- ▶ 産業財産権毎の侵害に対する有効な刑事執行の有無について
 - ▶ 犯罪行為に対して存在する刑事上の救済について
 - ▶ 告訴を行える機関、告訴権および起訴権について
 - ▶ 捜査当局、検察当局における産業財産権に関する専門機関の有無について
 - ▶ 刑事事件の管轄および裁判所について
 - ▶ 行政手続から刑事訴追への移行およびその基準／条件について
 - ▶ 違反者が法人である場合の管理責任者（個人）の刑事責任および逮捕について
 - ▶ 刑事訴訟における証拠の取扱いおよびその立証責任について
 - ▶ **刑期の最短・最長期間およびその平均刑期と執行猶予の適応について**
 - ▶ **罰金額の最低・最高およびその平均罰金額について**
 - ▶ **刑事訴訟における、摘発から一審判決、最終判決までの平均期間について**
 - ▶ 事前手続きとしての捜査令状の発行について
 - ▶ 累犯加重について
 - ▶ 量刑に際する情状の参酌について
 - ▶ 罪状認否と減刑の関連性について
 - ▶ 事件の完結率および有罪判決率について
 - ▶ 刑事訴訟手続きに係る費用について
 - ▶ 知的財産の刑事執行が普及している分野又は業界について
-



知的財産権侵害の刑罰規定・運用の調査項目

知的財産権侵害の統計について

- ▶ イランおよびサウジアラビアについては統計情報の収集が不可であった。
- ▶ 収集出来た国においても、精度の高い統計を収集出来た国は、中国／ロシア／タイのみであった。
- ▶ その他の国については、各国代理人による情報収集および推測値から統計情報を収集した。
- ▶ 商標権侵害および著作権侵害事件の比率が圧倒的に高い。多くの国では商標権侵害事件の数が著作権より多いが、ロシアにおいては著作権侵害事件が多い結果が収集された。
- ▶ 集計した過去5年の刑事事件数（全産業財産権）は右表のとおりとなった。詳細については統計表参照。

※太字以外は推測値に基づく。エジプトについては全期間の推測値。

国名	刑事事件数
中国	25,567件
タイ	24,932件
ロシア	7,027件
フランス	3,310件
インド	3,266件
米国	3,077件
エジプト	2,692件
ベトナム	2,232件
UAE	1,350件
日本	754件
フィリピン	253件
インドネシア	51件

知的財産権侵害の刑罰規定・運用の問題点

刑罰の観点から知的財産権侵害者に対する抑止力の有効性について

- ▶ 刑罰の観点から知的財産権侵害者に対する抑止力の有効性については、主に下記の3点について、着目した。
 - ▶ 刑事訴訟における、摘発から一審判決、最終判決までの平均期間について
 - ▶ 最高罰金額およびその平均罰金額について
 - ▶ 刑期の最短・最長期間およびその平均刑期と執行猶予の適応について
- ▶ 刑事訴訟における、摘発から一審判決、最終判決までの平均期間と最高罰金額およびその平均罰金額については、各国を比較した。
- ▶ 刑事執行における平均刑期および平均罰金額については、各国毎に纏めた。



知的財産権侵害の刑罰規定・運用の問題点

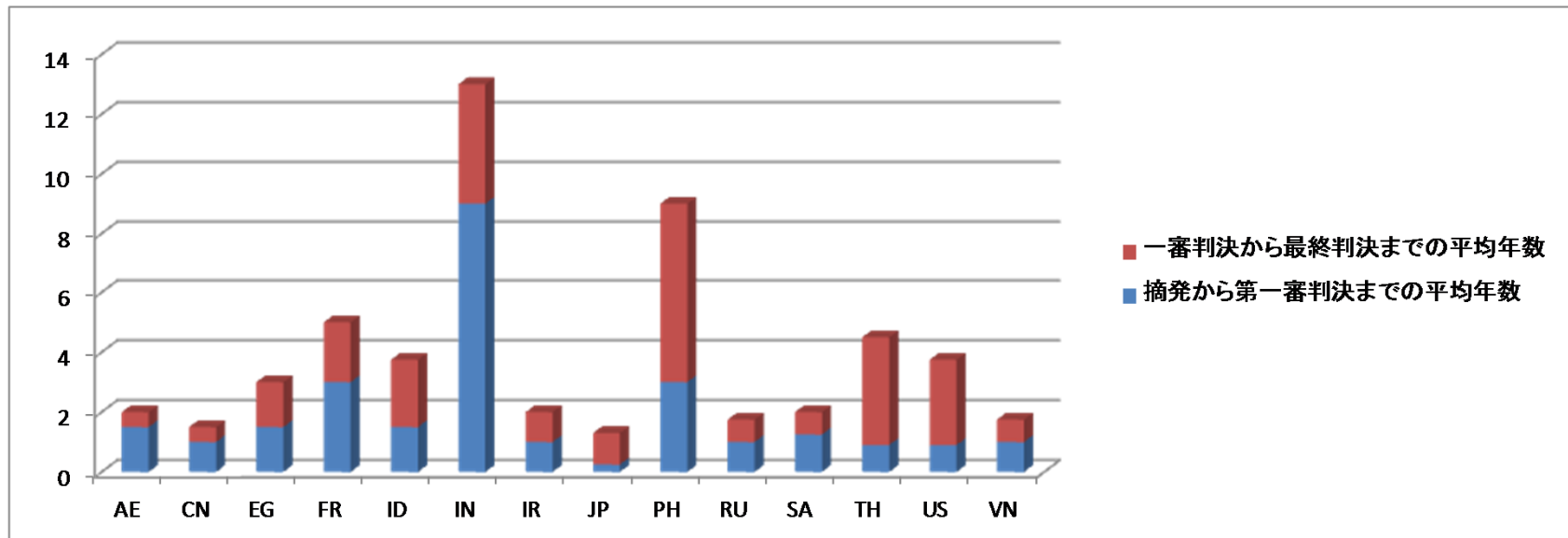
▶ 一審判決および最終判決までに要する年数

▶ 一審判決までの期間

- ▶ インドについては突出して、一審判決までの期間が長い
フランス、フィリピンが次いで期間が長い

▶ 最終判決までの期間

- ▶ フィリピンが最終判決までに年数を要している
- ▶ タイ、米国、インドネシア、フランスが次いで年数を要する傾向にある



知的財産権侵害の刑罰規定・運用の問題点

▶ 法定最高罰金額と平均罰金額について

国名	特許	実用新案 (ある場合)	工業意匠 (ある場合)	商標	著作権	その他
UAE	約310万円	約310万円	約310万円	約775万円	約155万円	ノウハウ 約310万円
中国	最高額：違法収益の100%から500%、あるいは違法営業売上の50%から100%					
エジプト	約120万円	約120万円	約120万円	約30万円	約12万円	回答なし
フランス	約4億6千万円					
インドネシア	約3,500万円	約500万円	約300万円	約5千万円	約4千万円	地理的表示 約2千万円 集積回路レイアウト 約300万円
インド	規定なし	規定なし	規定なし	約34万円	約34万円	約34万円
イラン	約20万円					
日本	1千万円(個人) 3億円(法人)	500万円(個人) 3億円(法人)	1千万(個人) 3億円(法人)	1千万(個人) 3億円(法人)	1千万(個人) 3億円(法人)	不正競争防止法 3千万円(個人) 10億円(法人)
フィリピン	約69万円	約69万円	約69万円	約46万円	約345万円	不正競争 約46万円
ロシア	約57万円	約57万円	約57万円	約190万円	回答なし	回答なし
サウジアラビア	約600万円	制度無	約600万円	約3千万円	約1500万円	規定なし
タイ	約125万円	約125万円	約125万円	約125万円	約250万円	営業秘密 約62万円
米国	約34億円	制度無	約34億円	約34億円	約17億円	営業秘密 約5億7千万円
ベトナム	約250万円					

国名	平均罰金額
UAE	約16~31万円
中国	約125万円
エジプト	約6万円
フランス	約21万円
インドネシア	商標：約6万円 意匠：約51万円 著作権：約42万円
インド	約17万円
イラン	約1~12万円
日本	意匠：20万円 商標：152万円 著作権：33万円 不正競争防止：135万円
フィリピン	商標及び不正競争：約17万円 著作権：約23万円
ロシア	約10万円
サウジアラビア	約150~600万円
タイ	約3万円
米国	著作権あるいは商標侵害 約1,230万円
ベトナム	約25~50万円

法定最高罰金額についてはインド、イランについては上限が極めて低い
エジプト、フィリピン、ロシア、タイ、ベトナムについても上限が低く規定されている

平均罰金額については米国、サウジアラビアが高い

各国における知的財産権侵害の刑罰規定・運用の特徴

▶ UAE

- ▶ GCC商標法を未だ採択していない
- ▶ 「商取引における詐欺行為防止に関わる2016年法第19号」が2016年12月27日より施行。商標侵害事件における自由刑の適用刑期2年、罰金刑は最高25万AED（約775万円）に引き上げられている。

▶ 刑事執行における平均刑期について

- ▶ 大多数の事件において、裁判所は罰金刑を適用するものの、知的財産侵害事件において自由刑が科されるケースは非常に稀である。中には違反者に1か月あるいは1年間の自由刑が科されたものもあるが、これらは極端に稀なケースである。裁判官が執行猶予の適用を認めた事件は幾つか存在するが、何れもケースによるものであり、担当裁判官の裁量による。

▶ 刑事執行における平均罰金額について

- ▶ 5,000AED(約15.5万円) から1万AED(約31万円)
 - ▶ なお、収集したケースで最も高額の賠償金額は約110万円（商標権侵害）
-
- ▶ GCC商標法や、「商取引における詐欺行為防止に関わる2016年法第19号」が適用されるようになれば、実務上大きな変化が発生するものと予見される。



各国における知的財産権侵害の刑罰規定・運用の特徴

▶ 中国

▶ 刑事手続について

- ▶ 知財に関する刑事訴追も他の刑事事件と同様であり、公安当局に捜査させるためには、権利者が証拠を収集し、立証する必要がある。全ての知的財産権侵害が刑事訴追に至るわけではなく、一般的に数量および高額商品に関して訴追される傾向にある。

▶ 刑事執行における平均刑期について

- ▶ 刑期については事件、特に違法営業活動の程度により異なる。経験則では、課される自由刑の期間は通常、6ヶ月から4年。2016年に下された14の判例に基づき算出された平均期間は1年11ヶ月。執行猶予の適用はケースバイケースで、担当裁判官の裁量による。知的財産関連刑事事件の相当数において執行猶予が認められているが、数値的な表現は難しい。なお、執行猶予は3年以内の自由刑（禁固、懲役）に対して適用され得るものであり、罰金刑や3年を超える自由刑については対象外となる。

▶ 刑事執行における平均罰金額について

- ▶ 罰金額は事件の事実内容、特に違法営業活動の程度により異なる。2016年に下された14の判例に基づき算出された平均額は75,700円（約125万円）。
- ▶ なお、収集したケースで最も高額の賠償金額は約1,820万円（著作権侵害）



各国における知的財産権侵害の刑罰規定・運用の特徴

▶ エジプト

▶ 模倣品取締専門部署

- ▶ 警察当局に模倣品取締専門部署 – 供給捜査隊(SIU-Supply Investigation Unit)がある。

▶ 刑事執行における平均刑期について

- ▶ 刑期の平均は6ヶ月である。また執行猶予の適用はケースによるものであり、担当裁判官の裁量による。

▶ 刑事執行における平均罰金額について

- ▶ 1万EGP(約6万円)
- ▶ なお、収集したケースで最も高額の賠償金額は約23万円（商標権侵害）



各国における知的財産権侵害の刑罰規定・運用の特徴

▶ フランス

▶ 刑事執行における平均刑期について

- ▶ 裁判官は犯罪の事実を確認した上で、適切な刑期を考慮する。例え犯罪の所在が確認された場合であっても、被告に対して有罪判決を下すか否かは全て裁判官の裁量によるものとなる。有罪判決が下された場合、模倣行為に関わる自由刑のほとんどは条件付の刑罰となるが、司法省公表による統計においては、実刑としての自由刑しか言及されていない。平均的な刑期は2.8ヶ月であり、これは過去3年間に下された自由刑を含む有罪判決の内容より算出したもの（2013年：9件、2014年：8件、2015年：10件）。但し、これらは全有罪判決の3.2%をカバーするものに過ぎず、ほとんどの判決においては条件付の刑罰が申し渡されている。

▶ 刑事執行における平均罰金額について

- ▶ 罰金額の平均は1,731ユーロ（約21万円程度）。これは過去3年間における実績（2013年：1,647ユーロ、2014年：1,937ユーロ、2015年：1,609ユーロ）を基に算出されたもの。但し、これらは全有罪判決の24.3%をカバーするものに過ぎず、関税法に基づく罰金（罰金額は正規品価格の10倍になり得る）を含むものではない。
 - ▶ なお、収集したケースで最も高額の賠償金額は約1億4千5百万円（商標権侵害）
-



各国における知的財産権侵害の刑罰規定・運用の特徴

▶ インドネシア

- ▶ 刑事手続きの割合は低い。文民捜査官（PPNS）や検察は知的財産権に関する事件の起訴について消極的である。権利者は摘発や刑事手続き以外の警告状等での対応を取ることが多い。税関対応も効果的ではない。

▶ 刑事執行における平均刑期について

- ▶ 特許及び実用新案：不明（刑事事件の成功事例については情報なし）
意匠：6.6ヶ月
商標：12ヶ月
著作権：8.3ヶ月。

執行猶予の適用率は相対的に低い。2008～2015年に下された37の商標侵害事件の判決において、執行猶予が適用されたのは5件（13.5%）。同期間に下された25の著作権侵害事件の判決においては同5件（20%）と何れも低率であった。

▶ 刑事執行における平均罰金額について

- ▶ 特許及び実用新案：不明（刑事事件の成功事例については情報なし）
意匠：5,100万ルピア（約51万円）
商標：540万ルピア（約5万4千円）
著作権：4,200万ルピア（約42万円）
- ▶ なお、収集したケースで最も高額の賠償金額は約255万円（意匠権侵害）



各国における知的財産権侵害の刑罰規定・運用の特徴

▶ インド

- ▶ インドにおける権利行使の問題は、民事裁判所および刑事裁判所とも滞貨案件が多く、判決までに5年以上要することがあることがある。また、侵害の多くは小規模の事件である。
- ▶ **刑事執行における平均刑期について**
 - ▶ 1～1年半。執行猶予はケースバイケースであり、担当裁判官の裁量による。
- ▶ **刑事執行における平均罰金額について**
 - ▶ 10万INR（約17万円）
 - ▶ なお、収集したケースで最も高額の賠償金額は約68万円（著作権侵害）



各国における知的財産権侵害の刑罰規定・運用の特徴

▶ イラン

- ▶ イランは「国際著作権条約」（ベルヌ条約）の加盟国でないため、外国の著作権はイランでは保護されない。

▶ 刑事執行における平均刑期について

- ▶ 現行法に基づく刑期（91日から6ヶ月の間）のみ提示可能である。又、執行猶予の適用はケースによるものであり、担当裁判官の裁量による。

▶ 刑事執行における平均罰金額について

- ▶ 罰金額は押収された物品の数量による。検察局の評決によれば、罰金額の平均は200万IRR(約8,000円)～3,000万IRR(約12万円)の間。なお、5,000万IRR(約20万円)の罰金が科されたケースもある。
- ▶ なお、収集したケースで最も高額な賠償金額は約17万5千円（商標権侵害）



各国における知的財産権侵害の刑罰規定・運用の特徴

▶ 日本

- ▶ 知的財産権に限らず、刑事訴訟を提起できる者は、原則として検察官である（刑事訴訟法247条）。例外的な場合として、検察審査会制度を利用した起訴制度があるが、知的財産に関する権利者は、直接刑事訴訟を提起できない。

▶ 刑事執行における平均刑期について

- ▶ 特許、実用新案、意匠については自由刑となった例は発見できなかった。
- ▶ 商標法：1年8ヶ月（13件の平均）
- ▶ 著作権法：1年1月（5件の平均）
- ▶ 不正競争防止法：2年3月（10件の平均）

執行猶予を付けるかどうかは個別事件での犯罪の重さや被告人の前科などを考慮して裁判所が個別に判断して決めている。知的財産事件は、通常法定刑がそれほど重いものではなく、初犯（前科がないこと）が多いこともあり、知的財産に関する刑事事件のうち多くの事件において執行猶予が付けられている。

▶ 刑事執行における平均罰金額について

- ▶ 特許、実用新案については有罪となった例は発見できなかった。
 - ▶ 意匠法：20万円（1件）
 - ▶ 商標法：152万円（5件の平均）
 - ▶ 著作権法：32.5万円（4件の平均）
 - ▶ 不正競争防止法：135万円（10件の平均）
-
- ▶ なお、収集したケースで最も高額な賠償金額は約300万円（営業秘密）

各国における知的財産権侵害の刑罰規定・運用の特徴

▶ フィリピン

▶ 刑事執行における平均刑期について

- ▶ 特許及び営業秘密：これらを争点とする刑事事件の判決は見当たらず、一般的ではない。
- ▶ 商標及び不正競争：2年。
- ▶ 著作権：2年半。

▶ 刑事執行における平均罰金額について

- ▶ 特許及び営業秘密：これらを争点とする刑事事件の判決は見当たらず、一般的ではない。
 - ▶ 商標及び不正競争：7万5,000ペソ（約17万円）。
 - ▶ 著作権：10万ペソ（約23万円）。
- ▶ なお、収集したケースで最も高額の賠償金額は約35万円（商標権侵害）

▶ 有罪判決率

- ▶ 有罪判決率は30～40% 被告が応じず、手続きが棚上げ、あるいは当事者間の和解による取下げとなるケースが多い
-



各国における知的財産権侵害の刑罰規定・運用の特徴

▶ ロシア

▶ 刑事執行における平均刑期について

- ▶ 約1～2年間（2010～2015年に裁判所が下した判決よりランダムに選定した25件を見ると、刑期の内訳は2年：8件、2年以上3年以下：3件、6ヶ月：7件、400時間の社会奉仕活動：2件、執行猶予付き1～3年：5件）

▶ 刑事執行における平均罰金額について

- ▶ 罰金刑を伴うほとんどの刑事事件において、裁判所は民事手続きを参照して金額を算定している。商標関連の刑事事件の場合、平均的な罰金額は5万RUB（約9万5000円）を下回る。
- ▶ なお、収集したケースで最も高額な賠償金額は約173万円（商標権侵害）



各国における知的財産権侵害の刑罰規定・運用の特徴

▶ サウジアラビア

▶ 刑事執行における平均刑期について

- ▶ 知的財産関連の刑事事件は概して少なく、実務上、3ヶ月以上の自由刑が適用されるケースは見られない。しかし、最近GCC商標法の国内における適用が開始されたことに伴い、今後の実務において変化が発生するものと予見される。裁判官が執行猶予の適用を認めた事件は幾つか存在するが、何れもケースバイケースで、担当裁判官の裁量による。

▶ 刑事執行における平均罰金額について

- ▶ 実務上、5万SAR(約150万円) から20万SAR (約600万円) の間に該当するものと見られる。しかし、最近GCC商標法の国内における適用が開始されたことに伴い、今後の実務において変化が発生するものと予見される。
- ▶ なお、収集したケースで最も高額の賠償金額は約605万円 (商標権侵害)

▶ 権利者が告訴できる機関について

- ▶ 商標侵害 商業詐欺防止部 (ACFD)
- ▶ 特許意匠侵害 特許紛争委員会
- ▶ 著作権侵害 著作権委員会
- ▶ ※警察・検察当局および裁判所に告訴出来ない



各国における知的財産権侵害の刑罰規定・運用の特徴

▶ タイ

- ▶ 権利行使において、刑事手続きが多数を占めるが、刑罰には抑止効果がみられない。権利者は公訴および自訴が選択可能である。税関は輸出入において、刑事訴追の役割を担っている。

▶ 刑事執行における平均刑期について

- ▶ 2013年から2015年の間に知的財産裁判所が出した判決をランダムに集計した刑期（刑期）の平均は6ヶ月以下である。懲役を科した26件の判決のうち、刑期6ヶ月以下が15件。その他は、6ヶ月から以上1年以下が6件、1年以上2年以下が4件、2年以上3年以下が1件であった。なお、統計は課された刑罰の実体のみを記すに留まっており、執行猶予の適用有無については確認不可能。執行猶予の適用はケースによるものであり、全ては担当裁判官の裁量による。

▶ 刑事執行における平均罰金額について

- 一般的に、押収される模倣品の個数が少ない（数十個程度）
- 被告は大抵侵害の事実を認め、裁判所が実務慣行に基づき罰金額を半額とする場合が多いこと、といった背景により、1万バーツ（約3万円強）程度と低額。
- なお、収集したケースで最も高額な賠償金額は約65万円（商標権侵害）

■ 知的財産を専門とする裁判所および刑事執行の管轄

- ▶ 中央知的財産・国際貿易裁判所が知的財産及び国際貿易に関わる事件全般を取り扱う機関とされている。従って、統計も把握されている。



各国における知的財産権侵害の刑罰規定・運用の特徴

▶ 米国

▶ 刑事執行における平均刑期について

- ▶ 著作権あるいは商標侵害の場合で21ヶ月程度。又、執行猶予の適用はケースによるものであり、担当裁判官の裁量による。

▶ 刑事執行における平均罰金額について

- ▶ 著作権あるいは商標侵害の場合で損害賠償額107,808ドル（約1,230万円）程度。

- ▶ 知的財産犯罪の被害者である権利者あるいはライセンシーは、犯罪の事実を連邦捜査局（FBI）の知的財産権部門、国家知的財産権調整センター（IPRセンター）あるいはインターネット犯罪対策センター（IC3）に通報することができ、通報を受けた連邦検察は刑事手続きを進めるべきか判断する。一方的差し押さえ行為については、ライセンシーあるいは他の当事者は裁判所に対して救済として要請することが可能であるが、実行は政府職員によりなされる。

- ▶ 米国においては民事訴訟における損害賠償金額が高額であることもあり、民事ルートでの対応が傾向的に多い。
-



各国における知的財産権侵害の刑罰規定・運用の特徴

▶ ベトナム

▶ 刑事執行における平均刑期について

- ▶ 刑事訴訟法第120条によれば、刑期は犯罪の深刻度合いによるものとされる。平均刑期については3ヶ月から6ヶ月の間と推定される。執行猶予の適用はケースによるものであり、全ては担当裁判官の裁量による。なお、刑法第60条においては「自由刑の刑期が3年を超えない場合、裁判所は執行猶予を適用するにあたり、違反者の履歴や減刑に値する事情の所在を考慮しなければならない」と規定されている。

▶ 刑事執行における平均罰金額について

- ▶ 刑法によれば、罰金額は侵害の深刻度合いや商取引の規模によるものとされる。平均罰金額は5,000万VND（約25万円）から1億VND(約50万円)の間と推定される。
 - ▶ なお、収集したケースで最も高額の賠償金額は約8万円（商標権侵害）
-
- ▶ 健康を害する恐れのある模倣品の製造および販売については、厳しく罰せられる。税関も権利行使においては重要な役割を果たしている。
-

本調査報告の利用についての注意・免責事項

本調査報告は、日本技術貿易(株)が経済産業省 製造産業局 模倣品対策室より委託を受け、現地法律事務所を通じて、2017年1月現在入手している情報に基づき作成されたものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは現地法律事務所および日本技術貿易(株)の作成によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないこと予めお断りします。

日本技術貿易(株)および経済産業省は、本報告書の記載内容に関して生じた損害および利益の喪失について、一切の責任を負いません。

本調査報告における使用換算レートについて

円貨表示するにあたり、2017年2月末の各国レートを元に、下記換算レートにて計算した

通貨コード	通貨名	計算レート
1USD	USドル	115円
1AED	ディルハム	31円
1EGP	エジプト ポンド	6円
1CNY	中国元	16.5円
1EUR	ユーロ	120円
1IDR	ルピア	0.01円
1INR	ルピー	1.7円
1IPR	リアル	0.003円
1PHP	ペソ	2.3円
1RUB	ルーブル	1.9円
1SAR	リアル	30円
1THB	バーツ	3円
1VND	ドン	0.005円

